

労働者保護ルールの見直しに関する意見書

我が国の労働者は、その大多数が雇用関係のもとで働いている。この雇用労働者が安定的な雇用のもと、安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のためにも必要である。

現在、国においては、成長戦略の中で、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及、労働者派遣法の見直しなどといった、労働者保護ルールの見直しが議論されているが、これらは雇用を不安定にし、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。

また、国の議論は労働者保護ルールにとどまらず、労働政策に係る基本方針策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。

本来、雇用・労働政策は、ILO（国際労働機関）の三者構成原則に基づき労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の三者で議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと云わざるを得ない。

よって島田市議会は労働者が安心して働くことができるよう、国および政府に対し下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 裁判において不当な解雇と認められても、企業からの金銭支払いにより一方的に職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入や、解雇しやすいく社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
- 2 労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導や処遇改善に向けた制度を整備すること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとり行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月3日

静岡県島田市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣(規制改革)

様